

大学機関別認証評価の「改善を要する点」への平成30年度対応計画

本学は、平成29年度に大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、「大学評価基準を満たしている」との評価を受けました。

「改善を要する点」として指摘された事項については、対応計画に沿って改善に向けた取組を実施しているところです。今後とも学生及び保護者の方々をはじめとする関係者の期待にお応えできるよう、さらなる教育研究活動の改善や質の向上に取り組んで参ります。

| 評価基準 | 改善・向上が必要と指摘された事項 | 平成30年度改善に向けた対応計画 |
|------|--|--|
| 3 | 教員の採用・昇格・資格審査において、教育研究上の指導能力を十分に評価するための措置が適切に実施されていない。 | 教員人事学長諮問委員会にて、下記について対応策を検討する。 ①教員選考において取り入れるべき必要な方策 ②上記を踏まえた教育上並びに研究上の指導能力の評価に関する全学の基本方針案の策定 |
| 4 | 大学院課程の一部の研究科及び専攻科においては、入学定員充足率が低い。 | (医学研究科修士課程) 入学者の確保に向けて以下の取組を行う。 ①医学研究科入試説明会を、那覇市、沖縄高専、東京で開催する。 ②医学科同窓会に対して、医学研究科学生募集について周知する。 |
| | | (法務研究科) 学部からの入学者や多様な人材の確保に向けて以下の取組を行う。 ①体系的かつ一貫した内容の法学教育を受ける機会を学部生に提供するための準備を行う。 ②昼夜混合開講の準備を行う。 |
| | | (特別支援教育特別専攻科) 特別支援教育特別専攻科を廃止し、新たに教育学部に特別支援教育特別課程を設置する予定である。 |
| 5 | 成績に関する異議申立てに対して専ら教員が対応しているのは組織的な措置とは言えない。 | 前年度に教員が対応することなく異議申立ができるよう関係規則を改正した。今後も、異議申し立ての内容及びその対応、件数を点検し、質の維持・向上を図る。 |
| | 大学院課程において、作成されたシラバスについて、学士課程と同様の組織的な点検が行われていない。 | 大学院版の学習教育目標を策定後に、シラバスを点検する体制について検討していくこととしている。 |
| | 一部の研究科においては、成績評価基準が明確に定められていない。 | 大学院学則の改正を行い、成績評価の基準を明確に定めるとともに、成績評価について必要な事項は、各研究科が別に定めることとした。 |
| 6 | 工学部において、標準修業年限内卒業率が低い。 | 前年度に引き続き、学科共通科目や他コースとの融合科目を設置するなど修学環境を整え、学生の積極性や学習意欲等のモチベーション向上を図る。また、基礎学力不足学生への指導を継続的に実施する予定である。 |